

こんにちは、colorful（カラフル）です！

6月にカラフルが運営する活動拠点、「いろいろおおいそ」がオープンし、町内外から多くの方にお立ち寄りいただいています。

- 「いろいろおおいそ」って、何をするとところなの？ そんな声をたくさんいただくのですが、例えば・・・
- フリーランスの方が使える作業スペースとして
 - ミーティングなど、みなさんが集まる場として
 - 「何やってるの～」と、気軽に立ち寄れるおしゃべりの場として

カラフルにはそんな「いろいろ」をプロデュースする個性豊かなメンバーが揃っていますので、ぜひ「こんな風に使いたい！」という声をお寄せください。

—お気軽にお立ち寄りください！—

<いろいろおおいその場所>



空き家の地域相談窓口を開設しました！

町では、空き家を所有している町民の皆様の悩みにお答えするため、空き家相談窓口を開設しました。

○空き家を所有していて、どのように活用したらよいかわからない・・・

○空き家を売却・賃貸したいが、どこへ連絡すれば？

○親の住宅を空き家にしないためにどのような対策が必要なの？

○空き家を地域のために活用したい！

このようなお悩みについて、電話・FAX・メールにて相談を受けれます。

●電話による相談
ご相談内容によって、専門家による相談をご案内します。

●受付時間 8時30分～17時15分
(土日祝日除く)

●FAX・メールによる相談(24時間受付可能ですが、回答は翌平日以降となります)

FAX (61) 1991 (代表)

e-mail akiyasoudan@town.ois.o.kanagawa.jp

問 都市計画課
☎内線243



後期高齢者医療保険料の5割軽減、2割軽減の判定基準額が変わります

後期高齢者医療被保険者の低所得者に対する保険料の負担を軽減するため、平成27年度分から、世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が一定以下の場合、均等割の軽減の判定基準額を、次のように拡大します(下表)。

※前年の所得に応じて軽減しているため、申請手続き等が必要ありませんが、所得の申告(平成26年分)をしないと適用となりません。必ず申告をしてください。

※軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除額(33万円)の控除はありません。また、65歳以上の方で税法上の公的年金控除を受けている方は、公的年金所得から高齢者特別控除額15万円控除した金額で判定します。

平成27年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送します。

問 町民課
☎内線274・275

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準 (平成26年度)	世帯の総所得金額等の基準 (平成27年度)
8.5割	33万円以下	
9割	上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得なし)の場合	
5割	33万円+ (24.5万円×被保険者の数) 以下	33万円+ (26万円×被保険者の数) 以下
2割	33万円+ (45万円×被保険者の数) 以下	33万円+ (47万円×被保険者の数) 以下